

# 令和2(2020)年度 WEB等を活用した栃木の魅力発信事業 公募型プロポーザル募集要領

## 1 業務の概要

- (1) 業務名  
WEB等を活用した栃木の魅力発信事業
- (2) 業務目的  
令和2(2020)年4～9月の「本物の出会い 栃木」2020Welcome観光キャンペーン期間において、旅行予約サイト及び観光情報サイトを活用した、同キャンペーンの周知及び本県の宿泊数の増加を促進することを目的とする。
- (3) 業務内容  
別添「令和2(2020)年度 WEB等を活用した栃木の魅力発信事業 業務委託仕様書」のとおり
- (4) 契約金額の上限  
9,365,500円(消費税額及び地方消費税額を含む。)を上限とする。
- (5) 委託期間  
契約締結の日から令和2(2020)年12月31日(木)まで
- (6) 担当部局及び書類提出先等  
書類の提出先、質疑先及び受付期間は、次のとおりとする。  
所属：「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペーン実行委員会事務局  
(栃木県産業労働観光部観光交流課内)  
デスティネーションキャンペーン推進班(担当：大野)  
住所：〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号  
電話：028-623-3305/FAX：028-623-3306  
E-mail：kanko@pref.tochigi.lg.jp  
受付時間：土日・祝祭日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

## 2 プロポーザルに参加するために必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有する、又は入札参加資格の取得を申請済の者であること。
- (3) 募集要領等の公表の日から企画提案書の受付期間までに栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止又は指名保留期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 地方公共団体及び国が発注した類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できる者であること。

## 3 公募型プロポーザルの手続

- (1) 予定される実施スケジュール

ア 募集要領等の公表	令和2(2020)年3月4日(水)
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和2(2020)年3月11日(水)15時必着
ウ 質問に対する回答	令和2(2020)年3月13日(金)
エ プロポーザル参加申込受付期間	令和2(2020)年3月16日(月)15時必着
オ 企画提案書受付期間	令和2(2020)年3月25日(水)15時必着
カ 審査結果の通知・公表	令和2(2020)年3月下旬

(2) 実施内容等に関する質問

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別紙様式1）を観光交流課宛てに電子メールでファイル（ファイル形式はMicrosoft Word 又は pdf としてください。）を添付して提出してください。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者に回答するとともに、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、栃木県公式ホームページ上で公開します。

(4) 参加表明書の提出

本プロポーザルへ参加を希望する者は、参加申込書（別紙様式2-1）、参加資格確認書（別記様式2-2）及び業務実績表（別紙様式2-3）を郵送、持参又は電子メールに添付して提出してください。

なお、郵送又は電子メールでの提出の場合は、到着確認の電話連絡を行ってください。

(5) 企画提案書の提出

ア 企画提案書類

(ア) 書類の様式

A4版横（カラー印刷）

(イ) 内容

企画提案書は、次の内容を含むものとします。なお、副本は無記名（会社名）とし、社名が類推できないように作成してください。

a 企画提案書

(a) 具体的な取組内容

- ・旅行予約サイトや観光情報サイトを活用した観光情報発信に関すること。
- ・本事業の効果測定に関すること。

(b) 平成28（2016）年～令和元（2019）年度の本県における宿泊実績

- ・年度ごとに4～9月の月別で人泊、取扱額とそれぞれに対する前年比を記載すること。
- ・今年度の実績は、令和2（2020）年4月1日～9月30日までのものとする。

(c) 目標KPIの設定

- ・本事業を受託した場合の、事業設定期間におけるプロモーションページの閲覧数、人泊及び取扱い額等の前年度までの実績を基に目標値を記載すること。
- ・宿泊施設と連携したプラン造成の参画施設数とプラン数の目標数を記載すること。

(d) 具体的な実施計画及びスケジュール

(e) 業務実施体制

(f) 本業務と類似した業務の実績

(g) 独自の提案事項（付帯事項）（任意）

本事業及び今後の事業展開の効果を向上させる独自の企画を提案することとし、独自の提案事項の実施に要する費用についても、本業務の委託料に含めること。

b 費用見積書

企画案実施のために必要な経費（消費税含む。）について、透明性確保及び費用対効果の明確化のため、「ページ制作費用」、「広告配信費」及び「分析レポート費」を別立てで計上し、積算すること。なお、広告配信費は、委託金額の6割を目安とすること。

イ 提出部数

(ア) 企画提案書 6部（正本1部、副本5部）

(イ) 費用見積書 6部（正本1部、副本5部）

ウ 提出期限 令和2（2020）年3月25日（水）15時必着とします。

エ 提出方法 持参又は郵送により提出してください。（電子メールは不可）。

オ 注意事項

必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。

カ 返却等

提出書類は、理由を問わず返却しません。

キ 費用負担

企画提案書の作成、提出等に要する一切の経費は、全て参加者の負担とします。

ク その他

- (ア) 参加者は企画提案書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとみなします。
- (イ) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、3月25日(水)15時までに、辞退届(様式自由)を郵送、持参又は電子メールで提出してください。

#### 4 審査・選定方法

(1) 審査方法

審査は、参加申込書が応募要件に該当する旨を確認した後、県が別に定める委員により組織された審査会により行います。

書面審査

審査項目(別表)に基づき、書面により内容の審査を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容等を評価・採点し、選考委員会により総合的に判断し、契約候補者を選定します。ただし、審査の内容如何によっては、いずれも採用しないことがあります。

また、参加者が1者の場合、算出された結果を参考とし、協議により総合的に評価を行った結果、評価の高い提案を行ったと判断すれば、委託の相手方として選定することができることとします。選考委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 審査結果の通知

審査の結果については、選定後速やかに応募者に通知します。  
なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

#### 5 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書の内容を審査する審査会を開催します。審査会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と企画提案書の内容を元にして、業務の履行に必要な具体的条件などの協議や調整を行い、随意契約の手続きに進むこととします。

#### 6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができます。

(2) 個人情報の保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号)、栃木県個人情報保護条例施行規則(平成13年栃木県規則第66号)に準じて、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らさないこと。委託業務が完了し契約が解除された後においても同様とします。

#### 7 業務の継続が困難となった場合の措置

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとします。

(1) 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の全部又は一部を解除することができ、委託料の全部又は一部を返還させることができるものとします。

この場合、県に損害を与えたときは、その損害に相当する額を、受託者が賠償するものとします。

(2) その他の事由による場合

天災その他、県及び受託者双方の責めによらない事由により業務の全部又は一部の継続が困難となった場合、県の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、県は当該部分についての委託料の支払を免れるものとします。

**8 支払条件**

業務委託料の支払いについては、業務完了確認後の精算払とします。

**9 失格事項**

以下の事項に該当する場合は、失格となることがあります。

- (1) 提出された書類の記載内容が業務委託仕様書等に示す条件に適合しない場合
- (2) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていた場合

**10 その他**

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法に定める単位に限ります。
- (2) 契約の相手方として決定するまでは、参加を辞退することができます。
- (3) 提出する書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とします。
- (4) 提出された書類は、提出後、内容の追加、修正等は認められません。
- (5) 提出された書類は、返還しません。
- (6) 提出された書類は、県庁内及び評価委員会で使用する場合、複写することがあります。
- (7) 提出書類及び選考の経過は、非公開とします。

**11 特記事項**

栃木県議会及び実行委員会総会において、令和2（2020）年度当初予算が原案どおり成立しなかった場合は、委託業務の実施ができないこととなります。